

平成30年3月26日

ひたちなか市子ども・子育て審議会  
会長 関山 彰夫 殿

ひたちなか市長 本間 源基

特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の設定に対する意見について（諮問）

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

特定教育・保育施設（認可保育所）の確認に係る利用定員の設定について